

令和4年度

AOIプロジェクト技術シーズ活用型
事業化促進事業費補助金

追加公募要領

令和4年6月

静岡県経済産業部農業局農業戦略課先端農業推進室

1 趣旨

静岡県では、先端的な科学技術の活用による革新的な技術開発を進め、農業の飛躍的な生産性向上を図るとともに、産学官金の幅広い主体の参画を得て、農業を軸とした関連産業のビジネス展開を促進するアグリ・オープンイノベーションプロジェクト（以下「AOIプロジェクト」という。）に取り組んでいます。

今回、農業現場の課題解決や生産者の所得向上等を図るため、AOI-PARCに集積した学術・研究機関が生み出した技術シーズを活用した商品又はサービスの開発を行う民間事業者を公募し、その取組に要する経費の一部を補助します。

2 公募の内容

(1) 補助対象事業

AOI-PARCに入居している学術・研究機関のいずれかから提供された技術シーズを活用した農産物の品質、機能性若しくは収量の向上又は生産コストの低減を目的とする商品又はサービスの開発に係る取組とする。

(2) 補助対象者

次に掲げる要件を満たす「民間事業者」とする。

ア AOIフォーラム会員であること。

イ 静岡県内に事務所又は事業所を有すること。

(3) 技術シーズ

学術・研究機関*が、AOIプロジェクトにおける研究活動により生み出した成果や技術、設備、アイデア、知見、ノウハウ等

※学術・研究機関：慶應義塾大学SFC研究所AOI・ラボ

国立研究開発法人理化学研究所

静岡県農林技術研究所次世代栽培システム科

※技術シーズについては、別紙及びAOIプロジェクト研究成果発表会発表資料 (<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-310/aoi-pro.html>) を御参照ください。

(4) 補助対象経費

別表1のとおり

(5) 補助事業期間

1年以内

※交付決定通知書に記載する交付決定の日（令和4年7月以降）から令和5年3月31日までとする。

※事業化目標は3年以内とする。

(6) 補助率及び補助上限額

別表1に掲げる経費の3分の2以内とし、480万円を上限とする。

【定義】

本公募要領における用語の定義は、次のとおりとします。

1 事業化

商品及びサービスについて、市場への販売又は提供が可能になった状態のことをいう。

2 民間事業者

次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する者。
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体。（信用協同組合を除く。）
- (3) その他の特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者である者。
- (4) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）。

(7) その他の条件

次のアからキまでの全てを満たす者とする。

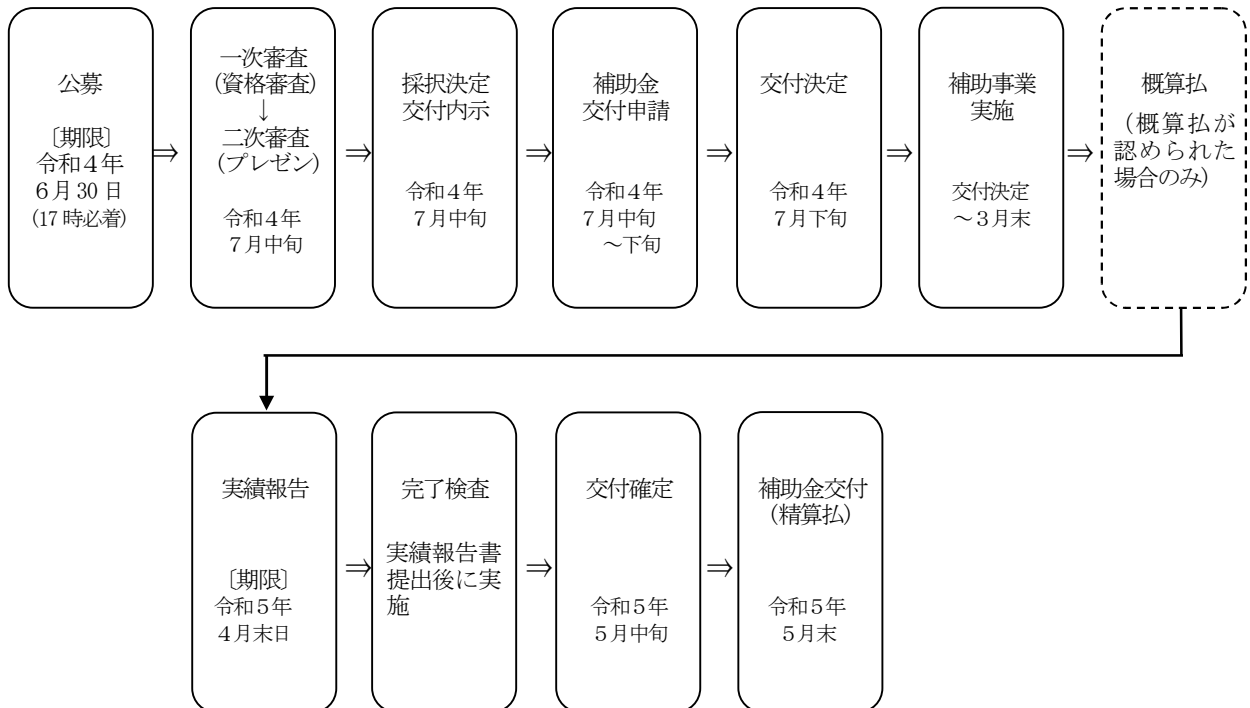
- ア 民間事業者自らが実施する事業であること。
- イ 業務責任者を設置していること。
- ウ 直近 1 年間における都道府県税を滞納していないこと。
- エ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- キ 次の（ア）から（カ）のいずれにも該当しないこと。
 - （ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - （イ）法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - （ウ）法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - （エ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - （オ）暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - （カ）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 応募手続き

- (1) 応募期限 令和4年(2022年)年6月30日(木)17時(必着)
- (2) 受付時間 月曜日から金曜日まで(祝日及び休日を除く。) 9時から17時まで
- (3) 申込方法 上記期間内に必要書類(「(5)必要書類と必要部数」参照)を郵送又は持参にて提出
- (4) 提出先 「9 問い合わせ先」を参照
- (5) 必要書類と必要部数
 - ア 事業計画書…12部(正本1部、写11部)
 - イ 技術シーズを受けることが分かる資料(実施許諾契約書、共同開発契約書、秘密保持契約書、技術提供に関する承諾書等のいずれか)の写し…12部
 - ウ 会社案内…12部
 - エ 直近期の都道府県税納税証明書(法人事業税、法人県民税)…1部
 - オ 直近2期の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細、株主資本等変動計算書)…1部(補足説明)
 - ・提出書類は、全て片面カラー印刷(A4版)とすること。
 - ・提出書類は、種類ごとにホッチキス留め(左上)すること。また、1セットずつダブルクリップ留めすること。
- (6) 様式等の入手先
下記からダウンロードしてください。
静岡県ホームページ
(<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-310/aoi/seeds2.html>)

4 スケジュール及び審査方法



※ 各項目の実施時期は変更することがあります。

(1) 審査方法

- ア 事業計画書等に基づき、一次審査（資格審査）を行い、二次審査（プレゼン）の対象者を選定します。
- イ 二次審査は、審査委員会において、申請者によるプレゼンテーション及び委員との質疑応答による審査を行い、審査結果を踏まえて、県が補助事業者を採択します。

(2) 審査項目と審査の観点

別表2のとおり

(3) 審査委員会（二次審査）

- ア 実施時期 令和4年（2022年）7月中旬（予定）
二次審査対象者に対し、事前に実施時間等の詳細を電子メールにより通知します。
- イ 実施場所 静岡県庁内会議室（予定）
- ウ 出席者 説明者を含め5人以内の出席をお願いします。

(4) 採択結果の通知

採択結果は、申請者に電子メールで通知するとともに、選定された事業者名等を県ホームページで公表します。なお、選定されなかった申請者の情報は、応募事業者の許可なく公表することはありません。

5 事業採択後の事業申請

事業を採択された事業者は、採択通知後に、補助事業に係る正式な交付申請手続きがあります。

6 知的財産権の取扱い

(1) 学術・研究機関と補助事業者

本事業の実施により生じた特許権、実用新案権等の知的財産権の取扱いについては、学術・研究機関と協議し、決定してください。

(2) 静岡県と補助事業者

補助事業の成果に基づき特許出願、実用新案登録出願等を行った場合は、遅滞なくその旨を知事に届け出なければなりません。

7 その他の留意事項

- (1) 申込み及び審査委員会参加等応募に係る費用は、全て申請者の負担とします。
- (2) 提出書類は審査のみに使用し公開しません。なお、提出書類は返却しません。
- (3) 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めません（県からの指摘による場合を除く。）。
- (4) 応募状況、審査結果等に関する問い合わせには応じられません。
- (5) 同一又は類似の内容で他の公的な助成金又は補助金を受けているもの又は採用が決定しているものは補助対象になりません。
- (6) 補助対象となる経費は、この事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その必要性及び金額の妥当性が証拠書類によって明確に確認できるものです。
- (7) 事業計画に記載した経費で交付の決定を受けたものであっても、その後の完了検査で県が対象外と判断したものについては、自己資金で対応していただきます。
- (8) 補助金は原則として精算払いのため、事業期間内の立替払いが可能であることが必要です。
- (9) 採択時や事業終了時に、採択された事業者名、事業計画の名称及び概要、事業の実績等について、県のホームページ等で公表を予定しています。
- (10) 事業内容及び成果は、県が主催する催事及び作成する各種発行物にて、展示や記事掲載などの協力をしていただくことがあります。
- (11) 事業実施に伴う成果物や経理書類等は、事業終了後5年間保存していただきます。
- (12) 補助事業期間中及び補助事業終了後に行われる検査及び監査により不適切な事項が判明した場合は、補助金の交付の決定や交付がなされたものであっても、交付の決定が取り消されたり、あるいは交付された補助金の全部又は一部の返還請求を受けたりすることがあります。
- (13) 事業実施にあたっては、この要領に定めるもののほか、AOIプロジェクト技術シーズ活用型事業化促進事業費補助金交付要綱に定める内容を遵守してください。

8 問い合わせ先

(1) 申請書提出先・その他補助事業全般に関すること

静岡県経済産業部農業局農業戦略課先端農業推進室 担当：薄（うすき）

〒410-0321 沼津市西野 317（AOI-PARC内1階）

電話番号：055-955-9111 FAX：055-968-7500

E-Mail：aoi-parc@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 学術・研究機関との連携及び技術シーズの提供に関すること

一般財団法人アグリオープンイノベーション機構

〒410-0321 沼津市西野 317 (A O I - P A R C 内 3 階)

電話番号 : 055-939-5106 FAX : 055-939-5107

E-Mail : info@aoi-i.jp

URL : <http://aoi-i.jp>

別表1 補助対象経費

区分	左記の内訳
原材料費	直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
機械装置購入等経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 機械装置、自社で機械装置を製作する場合の工具器具及び部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費。ただし、汎用性が高いと判断されるものは対象から除く。 2 機械装置又は工具器具を試作し、改良し、据付し、修繕させた場合に要する経費 3 機械装置、工具器具、分析等機器装置の借用に要する経費
産業財産権関連費	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業財産権の譲受や実施権等の使用のために要する経費 2 産業財産権の取得に要する経費（特許庁等へ納付される経費、拒絶査定に対する審判請求または訴訟に要する経費は除く。）
外注費	原材料等の再加工、製図又は調査・分析等の外注に要する経費
構築物購入等経費	構築物の購入、自社による建造、外注による建造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費（構築物は、当該開発等に際し必要不可欠なものであって、プレハブ等簡易なものに限る。）
技術コンサルタント料	専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、当該事業に係る技術的事項等に関して、指導・相談等を受けた場合の謝礼に要する経費
委託費	開発、設計等の委託に要する経費
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 図書、参考文献、資料、データ等購入費 2 郵便代及び運送代 3 当該事業遂行に必要な活動に支払われる経費 4 事業への用途が特定できる消耗品費

別表2 審査項目と審査の観点

審査項目	配点					審査の観点
	S	A	B	C	D	
1 事業化の内容	20	15	10	5	0	AOI-PARCに集積した学術・研究機関の技術シーズを活用した事業化となっており、事業化の内容が具体的に示されている。 また、農業現場の課題解決や生産者の所得向上等に資する事業化の内容になっている。
2 経済的な効果	20	15	10	5	0	生産額等の経済的効果がより多く見込めるとともに、そのうちの静岡県内構成比が相当程度ある。 また、算出根拠が具体的に示されている。
3 事業化内容の新規性	10	7	5	2	0	先端的な科学的知見や様々な分野の技術を農業分野に応用するとともに、事業化の内容について、新規性や優位性を有している。
4 生産性向上の寄与度	20	15	10	5	0	農産物の品質、機能性若しくは収量の向上又は生産コストの低減への効果が具体的かつ定量的に見込める。
5 事業対象者の適性	10	7	5	2	0	補助事業の執行能力及び各種手続きに関する事務処理能力を有する。 また、AOI-PARCに集積した学術・研究機関との円滑な連携を図る業務体制を有している。
6 適切な事業化工程	10	7	5	2	0	工程や到達目標、達成度の判断基準等が適切に設定されている。 また、事業化が、短期間のうちに計画的に行われることが望ましい。
7 コストの費用対効果	10	7	5	2	0	生産額等の経済的効果に対するコストバランスが優れている。 また、コスト抑制のための工夫が図られている。

※満点=100点 (10点×4項目、20点×3項目)

(別紙)

活用が想定される研究概要 (技術シーズ)

研究機関	テーマ	研究成果の概要 (原理や機器の構成など)	技術移転後のイメージ (誰がどんな場面でどんな風に使用するかなど)
慶應義塾 大学	スマートフォンを活用した農 作業データ収集システムの開 発	<ul style="list-style-type: none">スマートフォンのGPS機能と音声入力機能を利用して農業者の作業履歴を容易に収集するシステムを開発し、農業データ連携基盤経由でデータ連携・共有することで、農業者に役立つ情報提供サービスを構築。	<ul style="list-style-type: none">産地の技術指導員が農家の作業状況を把握したうえで適切なアドバイスを提供できる。利用の面倒が小さく広く導入しやすいので、産地全体の状況や傾向をより正確に把握できるようになる。
	選果場のデータを用いた農業 者の経営評価解析手法の開発	<ul style="list-style-type: none">農業者ごとの選果場での出荷データ(出荷量、品質、価格など)を分析することで、営農手法の特徴を分析し、経営体評価を行う手法を開発。	<ul style="list-style-type: none">産地内での各農業者の位置づけや改善点が明確になり、技術指導員の個別指導に寄与する。個々の営農タイプや戦略性を集約し、産地としての戦略を立てる際に活用できる。
	農産物のオミクス解析手法 (水溶性機能性成分分析手 法、遺伝子発現状態分析手法、 エピゲノム状態分析手法)の 開発	<ul style="list-style-type: none">水溶性機能性成分を対象としたメタボローム、プロテオーム解析手法を開発。含有する機能性成分を比較するためのサンプル取得方法も併せて開発。遺伝子発現を対象としたトランスクリプトーム解析手法、ゲノムDNAメチル化を対象としたメチローム解析手法を開発。	<ul style="list-style-type: none">本手法により、農産物やその加工品の機能性成分を網羅的に探索し、機能性表示等に活用できる。本手法により、農作物の有用形質の原因を物質レベル、遺伝子発現レベル、エピゲノムレベルで探索できる。本手法により、有用形質発現個体の育苗時での選抜が期待できる。
	情報連携流通基盤を用いた中 小企業従業員等の生活・健 康・医療のデータ解析環境の 構築	<ul style="list-style-type: none">健康経営支援システムの扱う構造化データが農業データ連携基盤を拡張した情報連携流通基盤で流通でき、またそれを介して様々な構造化データ対応システムのデータを統合して解析処理するために必要な環境を整備。	<ul style="list-style-type: none">農・食・健康分野でデータを流通させる情報連携流通基盤により様々な関連サービス・システムとの接続できる。新型コロナ等感染症管理や、心身の健康に影響しうる候補、地域特性、ソーシャルキャピタル等の心理社会的要因などから有用な因子を抽出するためのデータを解析ができる。
理化学研 究所	量子ビームを用いた育種法の 開発	<ul style="list-style-type: none">機能性作物を育種するため、栄養繁殖作物や種子作物への炭素イオンビームの最適な照射方法を開発した。現在、変異体(ケール、芽キャベツ、カンキツ等)の生育を調査中。変異を起こす新たなビームとして、鉄やシリコンイオンビームの利用方法を開発中。	<ul style="list-style-type: none">新たな育種手法として、苗・育種産業と連携することが可能。キャベツ育種については、コンソーシアムメンバーとして研究参画中。

	量子ビームを用いたDNAマークの作成	・栄養繁殖作物や種子作物に炭素イオンビームを照射したケール、芽キャベツ、カンキツについて、同一品種内であっても系統の違いを識別できるDNAマークを作成。	・育苗業者や品種育成者がDNAマークを付与された系統を流通させることで、育成者権の保護やトレーサビリティを確保できる。 ・DNAマーク作成手法は、他の作目にも適用できる。
	イチゴ炭疽病等病害分析法の開発	・レーザーを用いて、炭疽病等の病害に罹病することにより生じる、葉の表面の目視でわかりづらい微小な損傷、葉の表面からはわからない内部の劣化（クロロフィルの劣化、脱離）を可視化し、病害の診断につなげる方法を開発中。	・数週間を要していた診断が即時に行われることで、感染拡大を防ぎ、収量低下の防止に寄与する。 ・商品化する際には、定点計測、移動式、小型化等、使用用場所によって装置構造を変更する。
	機能性等を高める高度栽培技術の開発	・葉野菜の収量や成分（糖度やアントシアニン、機能性成分など）に関わる栽培条件（光や温湿度など）を調査中	・植物工場への技術導入が可能。 ・目的に応じた栽培レシピとして活用できる。
農林技術研究所	光合成機能センサ	植物群落内の波長別放射比計測に基づき、イチゴ等植物の光合成機能（葉面積等）を成育状態のまま非破壊評価できる反射型散乱光センサを開発。	・光合成機能を見える化できるセンサシステムの製品化。 ・光合成機能センサを核とした光合成最大化のための環境制御システム等の構築と製品化。
	模擬果実温センサ	トマトの病害や裂果の発生要因となる果実等の結露リスクを評価するため、果実温に近い温度特性を示す模擬果実温センサを開発。本センサによる結露指標（ ΔT : 模擬果実温-露点温度）によって果実への裂果や病害発生リスクの評価が可能。	・結露発生リスクを見える化できるセンサシステムを製品化。 ・結露発生リスクに基づくトマトの裂果・病害防止システムの開発と製品化。
	コンパクト育苗技術	人工光育苗システムにおける環境制御によってコンパクトなトマト大苗育苗技術を開発。明期/暗期気温差(DIF)を -10°C とし、重量モニタリング式給液制御システムを組み合わせることで、第1花房出蕾期の草高40cm以下のトマト苗を35日間で育苗することが可能。	・既存育苗システムによるコンパクト苗生産 ・コンパクト苗生産が可能な育苗システムの製品化 ・重量モニタリング式給液制御システムの育苗への改良と適用拡大。
	ワサビ開花促進技術	ワサビ'伊づま'の開花を促進する環境制御技術を開発予定。	・品目ごとの開花特性に基づき機能（制御温度範囲等）を限定した安価な人工気象器の製品化